

# 在留資格の変更

「留学」または「文化活動」の在留資格で来日した外国人が、九州大学に教員として採用される場合は、「教授」への在留資格変更が必要です。右下には、より高度な技能を持つ外国人専門職の受け入れを促進する目的で2012年から導入された「高度専門職ポイント制」の制度概要が掲載されています。

## 応募時期

在留期間の最終日まで申請すれば、状況の変化により在留資格の変更が必要となった場合はいつでも可能。標準的な手続き期間は2週間から1ヶ月程度です。

## 応募先

福岡入国管理局

平日午前9:00～午後4:00

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/fukuoka/index.html>

## 手数料

4,000円

## 提出書類

- 在留資格変更許可申請書  
※変更予定の活動内容（在留資格）に応じた申請書・資料の提出が必要です。
- 写真1枚（縦4cm×横3cm）
- パスポートと在留カード
- 九州大学発行の雇用・採用証明書

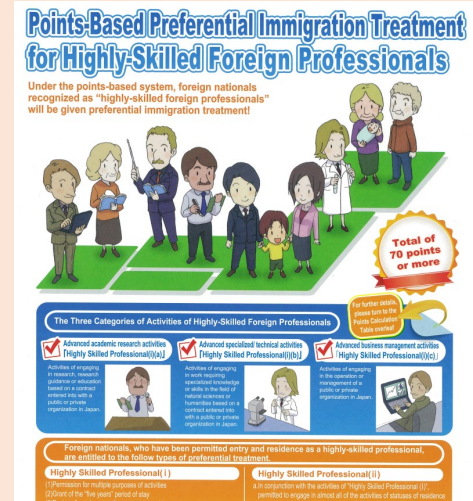
在留資格により上記以外の書類が必要となる場合があります。

[カテゴリ：教授]

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/professor.html>

もっと見る 入国管理局

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>



## 高度専門職（HSP）のポイント制

高度専門職ポイント制（HSP）は、高度な技能を有する外国人専門職に対して、出入国管理および在留管理上の優遇措置を与えるポイント制の制度です。

この制度を利用して在留資格の変更を希望する場合は、所属する部署の人事課の担当係に連絡してください。必要書類を揃え、入国管理局に在留資格変更の申請してください。申請が許可されると新しい在留カードが交付されます。入国管理局での手続きが完了したら、パスポートと新しい在留カードを持参の上、所属部署の担当課へ報告ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/newimmia ct\\_3\\_procedure\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/newimmia ct_3_procedure_index.html)